

健康保険証の写しのマスキング（黒塗り）について

令和2年10月1日から施行された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）」により、【保険者番号】及び【被保険者等記号・番号】について、プライバシー保護の観点から健康保険事業又はこれらに関する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることが禁止されました。

つきましては、今後、淡路広域水道企業団が発注する公共工事等において、入札参加資格の確認等のために被保険者証の写しを添付する際には、下図のとおり、【保険者番号】及び【被保険者等記号・番号】をマスキング（黒塗り）して提出してください。

なお、当該箇所にマスキングを行わずに提出された場合でも書類は受け付けますが、淡路広域水道企業団において当該箇所にマスキングを行いますので、あらかじめご了承ください。

【参考】

| | | |
|-----------------------|------------|------------|
| 健康保険 被保険者証 | 本人（被保険者） | 令和〇年〇月〇日公布 |
| | 記号 ■■■■■■ | 番号 ■■■■■■ |
| 氏名 | 〇〇 〇〇 | |
| 生年月日 | 平成〇年〇月〇日 | |
| 性別 | 〇 | |
| 資格取得年月日 | 平成〇年〇月〇日 | |
| 事業所名称 | 〇〇株式会社 | |
| 保険者番号 | ■■■■■ | |
| 保険者名称 | 〇〇〇 | |
| 保険者所在地 | 〇〇市〇〇1-2-3 | |

- ・「記号」、「番号」、「保険者番号」をマスキングしてください。
- ・二次元コード（QRコード）がある場合は、二次元コードもマスキングしてください。